

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、投資証券（新投資口予約権証券を含みます）、受益証券（外国投資信託受益証券を含みます。）及び金銭を当社の口座でお預かりする場合、口座管理料は頂戴いたしません。
- ・ 証券保管振替機構を通じて、当社以外の証券会社等から当社へ株券等の有価証券を預け換えいただく場合、預換手数料は頂戴いたしません。
- ・ 証券保管振替機構を通じて、当社から当社以外の証券会社等へ株券等の有価証券を預け換えいただく場合、1銘柄につき3,300円（税込）の預換手数料を頂戴いたします。なお、同一銘柄であっても、特定口座および一般口座からそれぞれ預け換えなされる場合や、分配金受取コースと分配金再投資コースが異なる投資信託の預け換えにつきましては、別個の銘柄として取り扱わせていただきます。
- ・ 単元未満株の買取をご請求いただく場合、1銘柄につき550円（税込）の手数を頂戴いたします。
- ・ 新株予約権または新投資口予約権の権利行使を希望される場合、1銘柄につき550円（税込）の手数を頂戴いたします。
- ・ お客様からのご依頼に基づく残高証明書等各種証明書の発行については、1通あたり1,100円（税込）の手数を頂戴いたします。
- ・ 当社にご送金いただく際の送金手数料は、お客様にご負担いただきます。ただし、即時入金をご利用の場合は当社が負担いたします。当社からご出金いただく際の送金手数料は当社が負担いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、投資証券（新投資口予約権証券を含みます）をお預りする場合の口座管理料は無料です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約の通知があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

(商号等)	フィデリティ証券株式会社	(加入協会)	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
(登録番号)	関東財務局長(金商)第152号	(主な事業)	金融商品取引業
(本店所在地)	東京都港区六本木七丁目7番7号	(資本金)	126億5,750万円(2023年5月26日現在)
		(設立年月)	2000年7月

上記に関するお問合せは、フィデリティ証券カスタマー・サービスまでご連絡ください。0120-405-606

苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等について

フィデリティ証券は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出およびあっせんの申立てについて、公正中立な立場から処理を図ります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話：0120-64-5005 ホームページ：<http://www.finmac.or.jp/>